○筑紫女学園大学任期制教育職員に関する規則

平成21年５月28日

規則第２号

最近改正　令和２年３月30日

（趣旨）

第１条　この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成９年法律第82号。以下「任期法」という。）第５条第２項に基づき、筑紫女学園大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び社会連携活動の活性化と発展を図ることを目的として、任期制教育職員（以下「任期制教員」という。）について定めるものとする。

（任用の条件）

第２条　任期制教員は、筑紫女学園大学教育職員の任用に関する規程（平成23年程第４号。以下「任用規程」という。）第３条に規定する資格を有する者のうちから任用する。

（任用の手続）

第３条　任期制教員の任用手続は、任用規程の定めるところによる。

（雇用契約）

第４条　任期制教員を任用する場合は、学校法人筑紫女学園と任用される者との間で任期を定めた雇用契約を交わすものとする。

２　任期法第４条第１項第１号により任期制教員を任用することができる組織、職、任期及び再任用に関する事項については、別表のとおりとする。

３　前項の任期は、学校法人筑紫女学園就業規則（平成６年則第２号。以下「就業規則」という。）第16条に定める専任教員の退職年齢を超えないものとする。

４　この規則に定めるもののほか、任期制教員には、本学専任教育職員に適用する諸規則を準用する。

（契約の終了）

第５条　第４条第２項の任期満了により雇用契約は終了する。

２　任期制教員については、就業規則第18条の解雇予告の規定は適用しない。

３　雇用契約は、任期開始から１年を経過した場合、当該教員の申し出により途中解約することができる。ただし、就業規則第17条の規定によらず、解約の日は、教育研究に支障を生じないよう双方協議のうえ、決定するものとする。

（任用の特例）

第６条　任期制教員のうち、常任理事会が本学の教育研究の進展上特に必要と認めたときは、

当該任期制教員について、第４条第２項及び第３項の適用を除外することができる。

２　前項に規定する任期制教員の任期及び任期中の給与その他の労働条件は、学長の具申を受け常任理事会が決定する。

（規則の改廃及び公表）

第７条　この規則の改廃は、本学教授会の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

２　この規則を改廃したときは、本学ホームページにより公表する。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２(2020)年３月30日から施行する。ただし、改正規則の施行日現在で、現に任期制教員の身分にある者は、改正前規則を適用する。

別表

任期制教員を任用できる組織、職名、任期及び再任用に関する事項

組織名	対象職位	任期	再任用
本学又は本学の各学部・研究科・教学組織	教授、准教授、講師	4年	なし